

## 令和7年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 13名
 

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 33 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 議案第 34 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 35 号 令和 6 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 36 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 37 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 38 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 39 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 13 議案第 40 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 41 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 42 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 16 議案第 43 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 17 議案第 44 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 18 議案第 45 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 19 議案第 46 号 町道路線の廃止について
- 第 20 議案第 47 号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

## 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回坂城町議会定例会を開会いたします。  
なお、会議に入る前に、臼井洋一副町長から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。  
直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長  
でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（中嶋君）** 会議規則第127条の規定により、11番 朝倉国勝議員、12番 滝沢幸映  
議員、13番 大森茂彦議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（中嶋君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの  
22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日2日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め  
1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定をしたとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたしま  
す。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（中嶋君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和7年第3回坂城町議会定  
例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心か  
ら感謝申し上げます。

さて、今年も日本列島は猛暑に見舞われました。7月の平均気温は平年より2.89度高く、  
明治の統計開始以来、最も高温となっております。先月5日には群馬県伊勢崎市で41.8度  
を観測し、国内の歴代最高気温を更新いたしました。また、この夏は大気の不安定な状態が続  
き、全国各地で、激しい雷雨や活発な前線の活動に伴う大雨などで、河川の氾濫や土砂災害が  
頻発し、建物の浸水や損壊、道路の冠水など、自然の驚異が日本列島に大きな被害をもたらし  
ております。

このような中、町では、7月1日に全区長さんにお集まりいただき、台風シーズンが本格化する夏から秋にかけ、大雨への備えがますます重要になることを踏まえ、ハザードマップや避難情報のポイント、避難行動フローなどについて説明をさせていただく「防災説明会」を開催し、日頃からの備えと災害時の行動などの再確認をお願いしたところであります。

また、鹿児島県トカラ列島近海では、6月21日から活発な地震活動が続いており、7月20日までの1か月間に、震度1以上の揺れを観測した地震が2,196回に上り、特に6月30日から7月7日までの約1週間においては、震度6弱が1回、震度5強が3回、震度5弱が4回観測されました。国内には、わかっているだけでも約2千もの活断層があり、近い将来に、大きな地震を起こす可能性が高い活断層も複数指摘されており、いつ大きな地震が起きてもおかしくない状況と言われております。

このような状況下におきまして、昨日31日には、坂城地区を対象として、坂城小学校を会場に町総合防災訓練を実施いたしました。昨年に引き続き、大型の地震を想定した情報伝達訓練と避難所設営訓練を中心に、坂城地区の自主防災会や民生児童委員、婦人消防隊、町消防団など、大勢の皆様に参加をいただきました。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆さんの日頃からの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知徹底を図り、「安全で住み良い、災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。第2次トランプ政権が打ち出した関税措置は、日本を含め多くの国に衝撃を与えております。アメリカによる関税措置の発表後、米中両国間で報復関税が発動されるなど事態が複雑化しており、今後、日本の中小企業についても輸出の鈍化、設備投資や個人消費の低迷などの影響があると予測されております。

日本総研などによりますと、アメリカでは、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス3.0%と、輸入の急減を受けてプラス成長に転化したものの、関税コストの販売価格への転嫁や低所得層の支出抑制により、先行きの個人消費は減少に転じる見通しとされております。

また、ヨーロッパにおきましては、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス0.50%と、プラス成長は維持しているものの、前期から大幅に減速しており、その背景はアメリカによる関税賦課前の駆け込み輸出の反動によるものとしております。

一方、中国においても、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス5.2%で、政府目標プラス5.0%を上回る伸びで推移しておりますが、アメリカの関税政策をめぐる不確実性の高まりや、ASEANなどへの駆け込み輸出の反動などにより景気は減速する見通しとなっております。

次に、国内の状況であります。内閣府による7月の「月例経済報告」では、「景気は、アメリカの通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」としており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であり、加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費は緩やかに増加しており、設備投資も一部に弱めの動きがみられるものの、堅調に推移しているとされております。また、公共投資は振れを伴いつつも横ばい圏内、生産についても横ばい圏内で、雇用・所得は緩やかに改善しているとの観測から、総論として「長野県経済は、持ち直している」としております。

また、長野財務事務所における「県内経済情勢」におきましても、個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつあるとの観測で、総括判断として「県内経済は、持ち直している」としているところであります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業は前回調査時と同じ8社でしたが、マイナスとした企業は3社から9社に増えております。一方、売上げについては、プラスとした企業は8社から9社に、マイナスとした企業は6社から7社となり、ほぼ横ばいで推移しておりますが、アメリカの関税措置による景気への影響など不透明な状況であり、今後の動きを注視していく必要があるものと考えております。

また、雇用につきましては、4～6月の実績が総計でプラス54人と、3か月前のマイナス48人から大幅に増加しております。来春（令和8年4月）の雇用につきましても、11社が増員予定で、8社が減員分の補充を予定するなど、全体では152人の増員予定となっており、町内企業の活発な採用姿勢がうかがえる状況となっております。

アメリカの関税措置や原材料費の高騰など不安定な状況ではありますが、国内外の経済動向を注視しつつ、今後の町内企業の発展に期待するところであります。

続きまして、令和6年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分が、令和5年度と比較いたしますと、プラス17.4%、約1億3,200万円の増、法人分につきましても、プラス76.4%、約3億1,100万円の増と、それぞれ増収となった一方、固定資産税につきましては、マイナス1.5%、約1,900万円の減で、町税全体では、前年度対比プラス15.8%、約4億2,100万円の増収となりました。

また、地方特例交付金につきましては、国の定額減税による個人町民税の減収分が国から補填されたことなどにより、前年度対比プラス184.6%、約5,900万円の増額となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定費目の町民税が増額算定となったことから交付額は減額となり、地方交付税全体では、前年度対比マイナス2.7%、約4,100万円の減額となっております。

また、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度の0.621から0.629となり、0.008ポイントの増となっておりますが、県内における順位につきましては昨年同様、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町に次ぐ第2位となっております。

次に、国庫支出金につきましては、定額減税や物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金、自治体システムの標準化に伴う補助金等が交付された一方で、橋梁修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金の減額等により、前年度と比較し、約5,400万円の減額となっております。

続いて、県支出金につきましては、令和4年度から実施しておりましたJAながのちくま果実流通センターの施設等改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金の減などにより、前年度対比マイナス9.5%、約4,600万円の減額となっております。

また、町債につきましては、文化センター、びんぐし湯さん館への太陽光発電設備整備事業に係る緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債の増額等により、プラス3.5%、600万円の増額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比プラス6.9%となる82億2,021万8千円あります。

一方、歳出につきましては、継続して実施している町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、繰越事業の文化センター耐震補強及び大規模改修事業の増額などにより、普通建設事業費では、前年度対比プラス99.6%、約5億4,300万円増額となる約10億8,800万円となりました。

次に、義務的経費のうち扶助費につきましては、児童手当制度の拡充に伴う増により前年度対比プラス9.1%、人件費につきましてはプラス1.9%、公債費につきましてはプラス1.1%で、義務的経費全体では、プラス3.5%、約8,800万円の増額であります。

また、その他の経費につきましては、定額減税調整給付金や物価高騰対応重点支援給付金事業などにより、補助費等が前年度対比プラス7.1%、基金積立金などの積立金につきましてはプラス119.9%で、その他の経費全体では、プラス9.0%、約3億6,900万円の増額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比プラス14.0%となる81億5,466万1千円

となっております。

なお、令和6年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、昨年度と同じくいずれもマイナス、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、3か年平均で、前年度からプラス0.5ポイントの8.4%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の主な事業の進捗状況について申し上げます。

町の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」の後期基本計画及び第3期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、一体的に計画を策定することとし、現在、計画の検証や課題の洗い出しなどの作業を進めております。

先月27日には町総合計画審議会において、後期基本計画及び総合戦略について諮問させていただきましたが、今後、計画の内容などについて、審議会委員の皆様にご審議をいただき、来年3月の策定、公表に向け、作業を進めてまいります。

次に、新複合施設につきましては、今年度は、各分野の職員とのヒアリングや利用団体との協議を踏まえ、詳細な実施設計に向け事業を進めております。

7月14日に開催しました第1回新複合施設建設委員会では、委員の皆様に対する説明と意見交換を行い、設計内容や進捗状況、今後のスケジュールなどについて情報共有を図りました。委員会終了後には、当日欠席された委員も含め、追加で意見をお聴きするなど、より使いやすい施設づくりに向けて、具体的な設計作業を進めているところであります。

また、先月28日には施設建設予定地周辺の関係者を対象に説明会を開催し、認定道路の付け替えや工事に伴う交通規制等のスケジュールについてご説明させていただき、工事期間中の安全対策等について、直接ご意見をお伺いする機会を設けたところであります。

なお、建設予定地内におきましては、先月末から埋蔵文化財の発掘調査に着手し、年内を目途に調査を行う予定となっております。引き続き、令和8年度からの施設建設に向け、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、町のDX推進につきましては、国の「新しい地域経済・生活環境創生交付金」を活用した今年度の取組といたしまして、町が提供する各種サービスやアプリを集約した「自治体統合アプリ」の構築を進めるとともに、公共施設利用者の利便性の向上及び利用率向上を目的とした「スマートロックシステム」の導入を予定しているところであります。

「自治体統合アプリ」につきましては、7月にプロポーザルによる審査会を開催し、構築事業者を決定いたしました。

また、「スマートロックシステム」につきましても、入札により決定した事業者と契約を締

結し、対象施設への導入に向けた現地調査を実施しているところであります。今後、ドアの劣化箇所など必要な修繕を行い、来年1月の運用開始を目指してまいります。

なお、運用に向けた準備が整い次第、利用方法等につきまして、広報や町ホームページ等を通じて、町民の皆様に順次お知らせしてまいりたいと考えております。

次に、びんぐし湯さん館の入館料につきましては、坂城町温泉施設条例の改正後、町温泉施設の指定管理者である株式会社坂城町振興公社において検討が行われ、10月1日からの改定料金が決定されました。

利用される皆様の負担を考慮して、条例で定める上限額までの引上げは行わず、1回券の入館料を650円とし、子ども料金については、改正前と同じ料金でご利用いただけることとなりました。

今後も、株式会社坂城町振興公社とともに地域の皆様、施設を利用される皆様に愛される温泉としてサービスの向上に努め、より一層ご満足いただける施設を目指し、連携してまいります。

次に、子育て世帯の支援策として実施しております子どもの福祉医療費につきましては、これまで医療機関や薬局の窓口においてご負担いただいていた受給者負担金500円について、8月1日以降の診療分より無料といたしました。

対象は出生時から18歳到達後の3月31日までの子どもで、約1,700名に対して新しい受給者証を交付したところであります。次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、引き続き安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

さて、今年で48回目を迎えました夏の風物詩、町民まつり「坂城どんどん」が8月2日に横町・立町通りを会場に開催されました。昼の部ではステージ発表や特別ゲストの日用品演奏ユニットk a j i i（カジー）さんによるライブなど様々な催しが行われ、子ども広場やビアガーデンなども大勢の方でにぎわいました。また、坂城小学校6年生や千曲川坂城陣太鼓による太鼓演奏、坂城神輿会による神輿の練り歩きが行われたほか、夜の部では、踊り流しが行われ、各連が息の合った踊りや威勢のよいパフォーマンスを披露し、会場が熱気に包まれました。猛暑の中ではありましたが、ご参加いただいた町民の皆様や、開催にあたりご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

続いて、先月15日には文化センターを会場として、議員各位にもご列席をいただく中、「第70回坂城町二十歳のつどい」が開催され、二十歳を迎えた107名の皆さんが出席され、二十歳を祝う式典と記念撮影が行われました。

式典では、会場の大型スクリーンに当時の小中学校卒業式の様子が映し出され、懐かしさと歳月の流れの速さに歓声が上がっていました。また、実行委員の代表からは、これまで支えてくれたご家族などへの感謝とともに、人として社会に貢献していけるよう頑張りたいなどの思

いが述べられ、頼もしく思うとともに、今後それぞれの目標に向かい、大いに活躍されることを期待するところであります。

また、23日には、文化センター体育館におきまして、「坂城・千曲薪能」が開催されました。3年ぶりの開催となる今回は、坂城町と千曲市の能楽愛好団体が協力した広域連携による共同開催方式となりました。当日は、宮入小左衛門行平刀匠による奉納鍛錬や、野村裕基さんによる狂言「茶壺」、松木千俊さんによる能「船弁慶」が上演され、大勢の皆様が一夜の幽玄な舞台を堪能いたしました。

さて、今年には太平洋戦争終結から80年の節目の年にあたり、平和に関する様々な事業を展開いたしました。まず、7月24日には、さかきふれあい大学「大人と子供の社会見学会」を開催し、阿智村の満蒙開拓平和記念館に赴き、太平洋戦争時に日本から中国東北部の満州に渡った大勢の農業移民、満蒙開拓団の展示見学や、語り部による概要説明、学習講和を通して平和な社会とは何かを一緒に考える講座を実施したところであります。

また、坂木宿ふるさと歴史館では、7月26日から昨日まで、企画展「戦争とさかき」を開催いたしました。戦時中の地域社会に焦点を当て、役場から届いた通知、記念の盃、出征兵士の手紙など、明治時代から昭和時代までの戦争に関わる様々な史料を展示し、大勢の皆様にお越しいただきました。

さらに、8月6日には、長野大学坂城町講座での平和について考える特別授業を開催し、小学生が長野大学の皆さんと一緒に上田市に残る太平洋戦争での戦争遺跡をバスで巡り、当時の社会情勢や思想を学びながら、平和について考える講座を開催いたしました。戦争に係る史料や遺品、遺跡などを通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを感じていただく貴重な機会となったものと思っております。

続きまして、町内インフラ関係の動向について申し上げます。

町道A01号線の舗装修繕事業につきましては、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近の舗装修繕及び道路拡幅工事に今月から着手する予定であり、交通量に配慮した夜間工事や交通規制の実施を予定しているところであります。

また、昭和橋修繕工事につきましては、国道側から数えて、6連目から8連目の上流部の主構（アーチ部）の補修工事に10月から着手し、主構補修工事完了後には引き続き、照明設備補修工事に着手する予定であり、こちらも長期間にわたる交通規制を実施いたします。

工事期間中は、皆様にご迷惑をおかけいたしますが、日程が決まり次第お知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水道事業広域化についてであります。県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体で構成する上田長野地域水道事業広域化協議会において、事業統合による広域化を行う際の業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本的方針や事項をまとめ、今後さらなる

検討を進める上で指針となる基本計画について、協議を重ねてきたところであります。

7月14日に開催されました第5回協議会におきましては、公表済みの基本計画（素案）を基に、これまでに意見募集等で住民の皆様から寄せられたご意見や、各構成団体からの意見等を踏まえ修正した基本計画（案）について合意がなされ、年度内には正式に基本計画の決定を目指すべく、さらに協議を進めることを確認したところであります。

町民の皆様には、引き続き丁寧な説明を行うとともに、ご意見等をお聞きしながら、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の事業やイベントの予定等について申し上げます。

今週5日に、テクノさかき駅前広場を会場として、「第31回テクノさかき工業団地まつり」が開催されます。このお祭りは、工業団地内企業の従業員の皆さんのみならず、町内の小さなお子さんから高齢の方まで、大勢の方が毎年楽しみにしておられ、今年も、ステージでのお笑いライブや歌謡ステージのほか、屋台の出店、花火大会などが行われますので、多くの皆様楽しんでいただきたいと思います。

また、9月15日の敬老の日を迎えるにあたり、町内で在宅の高齢者の皆様に対しまして、長寿のお祝いと敬老の意を表し、今週6日に敬老訪問を行う予定としております。

今年度は、9月1日現在、88歳の米寿の方が98名、99歳の白寿の方が17名、100歳以上の方が13名で、合計128名の皆様が敬老慶祝事業の対象となっております。なお、当町の最高齢は大正6年生まれの108歳の方でございます。

次に、鉄の展示館では、今月6日から11月16日まで、「第18回お守り刀展」を開催いたします。この展覧会は、全国の刀匠や刀職者から出展されたコンクールの受賞作品を展示し、日本の伝統美術工芸職人による刀剣美術をご覧いただけるまたとない機会となっておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

さて、全国で問題となっている空き家の増加は、当町においても例外ではなく、空き家の適正な管理や解消に向けて取り組んでいるところであります。

今月6日に「空き家対策講座」を開催するほか、27日には、空き家に関する様々な困り事の解決に向け、司法書士や宅地建物取引士、解体工事業者による無料相談会を開催いたします。空き家を所有されている方、また、近く空き家になることが見込まれる方は、ぜひこの機会にご相談いただきたいと思います。

続きまして、9月補正予算の主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、普通交付税の確定に伴う地方交付税及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の国庫支出金などを増額する一方で、基金からの繰入金を減額しております。

また、歳出につきましては、6月定例会で予算をお認めいただきました国の定額減税調整給付事業につきましては、扶養の追加、所得減少や専従者、配偶者特別控除の対象者等の状況によ

り不足が生じるため、所要の予算について計上したところであります。

福祉分野におきましては、障がい福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関等、物価高騰による影響がある社会福祉施設等が、引き続き安定したサービスの提供ができるよう、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、支援を行う経費について計上いたしております。

また、今年度から事業を開始した高齢者補聴器購入助成事業につきまして、申請件数の増加に伴い、予算を増額し対応してまいります。

学校施設の整備につきましては、村上小学校の校内の連絡手段であるインターフォンに不具合があるため、国の学校施設環境改善交付金を活用し、緊急通報装置付きインターフォンの整備に係る予算を計上したところであります。

これらのほか、冬季の降雪に備え、町道及び林道の除雪経費、燃料高騰に伴う町温泉施設の指定管理者への持続化負担金、道路及び水路改良工事費、バラ公園の施設整備に係る工事請負費などを計上するとともに、現状の職員体制に合わせた人件費の調整をいたしております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、人事案件が2件、一般会計・特別会計・公営企業会計の決算認定が5件、条例の一部改正が2件、令和7年度の補正予算が4件、町道路線の廃止が1件、町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定が1件の計17件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（中嶋君）** 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和7年3月31日現在の経営状況報告書の提出がございました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、陳情について申し上げます。本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告をいたします。

---

**議長（中嶋君）** 日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第34号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたしたいと思っております。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第8号から議案第34号まで、ご説明申し上げます。

まず、専決第8号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月3日、松本市内の駐車場において、職員が公用車を駐車し、降車する際、公用車のドアが隣に駐車していた相手方車両に接触し、損傷させた事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

次に、専決第9号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月6日、大字上平の旧久保家住宅駐車場内において、相手方車両が通行中、水量計の柵にかぶせてあった鉄板が跳ね上がり、相手方車両の燃料タンク等を損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第33号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって中澤恵子委員の3年間の任期満了にあたり、その後任として、見識も高く、地域の信望も厚い西澤豊子氏が適任と存じ、選任いたしたく、地方税法第423号第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年10月1日から3年間であります。

中澤委員には8期24年間にわたってご尽力いただきましたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

最後に、議案第34号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、当町を含む1市1町3組合で共同設置している、千曲市・坂城町等公平委員会の委員のうち、本年11月20日をもって任期が満了となる山崎典久委員について、同氏が経験豊富で人格、識見ともに優れていることから、引き続き委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年11月21日から令和11年11月20日までの4年間であります。

以上であります。

**議長（中嶋君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

◎日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第8号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第9号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

◎日程第6「議案第33号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第7「議案第34号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

**議長（中嶋君）** 次に、日程第8「議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第20「議案第47号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」までの13件を一括議題として、提案理由の説明を行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第35号から第47号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額82億2,021万8千円、歳出総額81億5,466万1千円、歳入歳出差引額6,555万7千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で令和7年度へ繰り越した、物価高騰対策に係る国及び県の給付金支給事業、町道A01号線等の道路改良事業などの繰越事業等の充当財源となる3,626万8千円を除いた2,928万9千円があります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた1,500万円を除く1,428万9千円が、令和7年度への繰越金であります。

まず、歳入の主な内容といたしまして、自主財源のおよそ6割を占める町税につきましては、

法人町民税の増収等により、令和5年度と比較しプラス15.8%、約4億2,100万円の増額となりました。

また、地方特例交付金につきましては、国の定額減税による減収分が補填されたことから、約5,900万円の増額となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額が前年度より増額算定となったことから交付額は減額となり、マイナス2.7%、約4,100万円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、自治体システムの標準化に係る補助金等が交付されましたが、橋梁修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金の減額等により、約5,400万円の減額となりました。

続いて、歳出の主な内容につきましては、保健センターと老人福祉センターを複合化し、幅広い世代が集う健康・福祉・子育て等の新たな拠点となる複合施設建設事業において、5年度に策定した基本構想・基本計画を基に基本設計をまとめました。今年度は実施設計を行い、8年度からの建設に向け準備を進めているところであります。

その他、ハード事業といたしましては、文化センター耐震補強及び大規模改修事業に約5億1,300万円、昭和橋等の橋梁修繕事業に約5,800万円、水門の自動化を進める農業水路等長寿命化防災減災事業に約4,200万円などを支出したところであります。

デジタル化事業といたしましては、住民サービスの向上を図るため、公共施設予約管理システム等を導入いたしました。また、テクノセンターの施設ZEB化改修事業や小学校150周年記念事業への支援を実施いたしました。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億2,996万円、歳出総額12億2,445万2千円で、歳入歳出差引残額は550万8千円となり、このうち280万円を国民健康保険基金に積み立て、270万8千円を令和7年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億5,465万7千円、県支出金8億8,206万3千円、一般会計繰入金7,960万3千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費8億6,822万5千円、事業費納付金3億1,664万5千円、保健事業費1,443万円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと1.7%の減

となっております。

次に、議案第37号「令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億6,002万9千円、歳出総額13億5,876万7千円で、歳入歳出差引残額は126万2千円となり、このうち15万円を支払準備基金に積み立て、111万2千円を令和7年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料2億9,858万2千円、国庫支出金3億1,830万4千円、支払基金交付金3億5,109万8千円、県支出金1億8,937万7千円、一般会計繰入金1億9,674万8千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億5,940万3千円、基金積立金825万5千円、地域支援事業費6,672万6千円であります。

前年度と比較し、保険給付費、地域支援事業費とも2.5%の増でありました。

次に、議案第38号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和6年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億8,562万7千円、歳出総額2億8,532万7千円で、歳入歳出差引残額は30万円となり、全額を令和7年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億3,143万6千円、一般会計繰入金5,383万9千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,312万5千円、総務費186万5千円であります。

次に、議案第39号「令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に中之条・上平地区の舗装本復旧及び坂城更埴バイパス関連で既設下水道管路の移設工事を実施し、令和6年度末で供用面積は573ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は95%となりました。

収益的収入の内容といたしましては、下水道事業収益6億156万3千円のうち営業収益1億8,718万4千円、営業外収益4億1,437万9千円であり、収益的支出の内容につきましては、下水道事業費用5億4,540万3千円のうち営業費用5億223万2千円、営業外費用3,751万8千円、特別損失565万3千円であります。

次に、資本的収入の内容といたしましては、資本的収入1億8,184万7千円のうち、企業債1億5,510万円、補助金1,040万円、負担金等1,634万7千円であり、資本的支出の内容につきましては、資本的支出4億2,991万7千円のうち建設改良費

7, 784万9千円、企業債償還金3億5,206万8千円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,807万円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額707万7千円、損益勘定留保資金等2億4,099万3千円で補填しております。

次に、議案第40号「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、仕事と生活の両立支援のため、民間労働法制の改正及び国における人事院規則の改正が行われることから、地方公務員法の趣旨に沿い、町においても対応する条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、職員から妊娠、出産等についての申出があった場合、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度等の情報提供を行うなど、必要な措置を講ずることを規定するものであります。

次に、議案第41号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、子を養育するための部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内での取得形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内での取得形態を設けるなど、取得方法の拡充を図るものであります。

次に、議案第42号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,595万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億2,047万3千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税3億5,219万9千円、国庫支出金8,991万9千円、前年度繰越金428万8千円、町債630万円をそれぞれ増額し、基金繰入金3億9,947万6千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金1,400万円、定額減税調整給付事業費3,445万9千円、社会福祉施設等物価高騰対策支援金285万8千円、道路維持工事費600万円、町道及び林道の除雪に要する費用1,300万円、64号橋道路改良に係る橋梁修繕事業600万円、水路改良工事費554万円、村上小学校緊急通報付き校内インターフォン整備事業453万9千円をそれぞれ増額し、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第43号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい

て」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ595万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億2,702万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫補助金332万4千円、他会計繰入金42万5千円、繰越金220万7千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、基金積立金220万7千円と、令和8年度から開始される子ども・子育て支援納付金は、保険税と併せて徴収するため、そのシステム改修に係る経費として総務管理費42万5千円、徴税費332万4千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第44号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,301万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金111万円を増額し、歳出の主な内容につきましては、国庫支出金返還金64万6千円、県費支出金返還金32万2千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ、一部予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第45号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,687万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金101万7千円、前年度繰越金29万8千円をそれぞれ増額し、歳出の内容といたしましては、徴収費101万7千円、後期高齢者医療広域連合納付金29万8千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第46号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、1件の町道路線の廃止に係るもので、新複合施設建設に伴い、建設用地内にある町道0294号線を廃止するものであります。

最後に、議案第47号「坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、住民サービスの拠点を増やし、利便性の向上を図るため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、今後増加が見込まれる、マイナンバーカードの電子証明書の更新などの手続を行う町内2か所の郵便局の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中嶋君）** 続いて、各課長等に、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算

の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

**財政係長（宮嶋君）** 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について歳入歳出決算事項別明細書の13ページから、また、資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ及び4ページの内訳表により款別にご説明申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書13ページから14ページにかけての款1町税につきましては、収入総額が30億9,083万1千円で、前年度と比較しまして、率にしてプラス15.8%、金額で4億2,097万2千円の増収となりました。

内訳でございますが、町民税のうち個人分につきましては、税制改正による令和6年度分個人住民税において、定額減税が実施されたことにより減収があった一方で、株式譲渡による所得割額が大幅に増収したことにより、前年度対比プラス17.4%、法人分では、売上げが増加し、企業の業績が好調に推移したことにより、プラス76.4%、町民税全体ではプラス38.0%、4億4,267万5千円の増、固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えによる土地の下落率の影響により、マイナス1.5%、軽自動車税はプラス1.0%、町たばこ税はマイナス2.8%、入湯税につきましては、入館者数の増により、プラス6.2%という状況でございました。

続いて、款2地方譲与税につきましては、令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,969万円、前年度対比プラス2.3%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額85万1千円で、前年度に対し22万1千円の増、款4配当割交付金は、決算額1,532万2千円で377万2千円の増、15ページにかけての款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額2,034万1千円で、885万7千円の増となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を、県が市町村の従業員数に応じて交付され、当町の交付額は4,580万8千円で、前年度に対し346万7千円の増となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億9,513万3千円で、前年度対比プラス1.6%、634万9千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時に自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源として、その一部が県から交付され、決算額は711万7千円で、前年度に対し151万6千円の増となっております。

次に、16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控

除に係る減収分や、固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策  
地方税減収補填特別交付金に加え、6年度は国の定額減税による個人町民税の減収分を補填す  
る交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額は9,087万1千円で、前年度に対し  
5,893万8千円の増となっております。

款10地方交付税につきましては、6年度の普通交付税は、基準財政需要額に新たな算定費  
目こども子育て費が創設され、基準財政需要額は増額となりましたが、基準財政収入額の算定  
費目町民税所得割が大幅に増額算定となり、交付額は減額となったことから、前年度対比マイ  
ナス2.4%、3,396万6千円の減となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し686万9千円の減額となり、地方交付税  
全体の決算額は14億7,538万2千円で、前年度対比マイナス2.7%、4,083万  
5千円の減となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額156万1千円で、前年度に対し  
14万円の増でございます。

次に、17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、決算額3,375万  
8千円、前年度に対し110万4千円の減、19ページにかけての款13使用料及び手数料に  
つきましては、決算額6,415万6千円、前年度に対し52万5千円の減でございます。

続きまして、22ページにかけての款14国庫支出金につきましては、自治体システムの標  
準化に係るデジタル基盤改革支援補助金や公共施設予約管理システムの導入等、デジタル化事  
業に係るデジタル田園都市国家構想交付金、物価高騰への支援に係る地方創生臨時交付金等が  
交付されましたが、橋梁修繕事業等に係る社会資本整備総合交付金等の減額により、前年度に  
対し5,369万1千円減少し、決算額は7億2,716万1千円でございます。

次に、26ページにかけての款15県支出金につきましては、決算額4億3,192万円で、  
保全松林健全化整備事業補助金等は増額となりましたが、5年度に実施したJAながのちくま  
果実流通センター改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業の減などにより、前年度対比マイ  
ナス9.5%、4,557万7千円の減となっております。

27ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地  
の売払い、基金積立金利子が主なものであり、決算額は3,577万6千円で、前年度に対し  
908万円の増となっております。

続きまして、款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金などにより、決算額は1億  
2,469万9千円、前年度に対し2,500万5千円の減となっております。

次に、28ページにかけての款18繰入金につきましては、ふるさとまちづくり基金や広域  
行政事業基金など、事業の目的に応じた特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額4億  
4,105万8千円で、前年度に対し2億6,478万7千円の減、款19繰越金につきまし

ては、決算額5億1,686万6千円で、文化センター耐震補強・大規模改修事業等の繰越しに伴い、前年度に対し4億3,198万8千円の増となっております。

31ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入等で、決算額は4億4,741万9千円、前年度対比プラス1.9%、854万9千円の増となっております。

歳入の最後になりますが、32ページにかけての款21町債につきましては、決算額1億8,449万8千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、文化センターやびんぐし湯さん館に設置した太陽光発電設備整備事業に係る緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債発行を行いました。

借入額は、前年度対比プラス3.5%、623万3千円の増となっております。

以上、歳入総額は82億2,021万7,670円で、前年度対比プラス6.9%、5億3,011万3千円の増となりました。なお、調定額に対する収納率は、全体で98.3%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（中嶋君）** お疲れさまでした。次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

**総務課長（竹内君）** 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。事業ごとの詳細説明につきましては、「令和6年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧ください。

それでは、36ページをご覧ください。36ページから39ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

38ページ、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員や会計年度任用職員が受診し、職員が何らかの健診を受けることで健康管理に努めているところでございます。

39ページにかけての職員研修事業では、人事評価研修やDX推進研修などのほか、階層別研修、専門研修等を実施いたしました。職員厚生事業につきまして、市町村職員互助会の負担金などがございます。

次に、目2文書費につきましては、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等の使用料が主なものでございます。

40ページにかけての目3財政管理費は、基金への積立金が主なもので、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てを行いました。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するとともに、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開をしております。

**会計管理者（竹内さん）** 続きまして、40ページ、目4会計管理費につきましては、節10需

用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節11 役務費は、口座振込、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、目5 財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る樹木の伐採や草刈り等の委託経費が主なものでございます。

次に、目6 企画費ですが、41 ページにかけての企画政策推進経費では、長野・上田両広域連合への負担金のほか、町内在住または町内在校の高校生を対象としたタイ国研修の補助金や、移住定住人口の増加を目指して、町内に住宅を新築された方などへの移住定住促進事業補助金が主なものでございます。

42 ページにかけての温泉管理事業は、町の温泉施設であるびんぐし湯さん館の維持管理に係る経費で、浴槽用ろ過機循環装置オーバーホール工事や源泉中継ポンプの更新工事のほか、総エネルギーの推進のための太陽光発電設備の設置に係る設計監理委託及び工事を行いました。また、燃料費の高騰などによる経営への影響を考慮して、指定管理者である町振興公社に対し、持続化負担金のほか、びんぐし湯さん館施設等基金への積立てを行いました。

43 ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員への謝礼や文書配布などの行政事務委託、地域づくり活動の支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、DXの推進を図るため、県などとの共同調達による入札参加資格受付審査システムの導入に係る負担金や、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した書かない窓口、公共施設予約システムなどの導入委託費が主なものでございます。また、多くの皆さんから頂いた信州さかきふるさと寄附金をふるさとまちづくり基金へ積立てを行いました。

続きまして、国際交流事業では、長野地域連携中枢都市圏事業として、外国人向けの日本語教室の実施に係る負担金や、諸外国などと民間交流を進めている国際交流協会への補助金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっておりました、ポーランドの自治体ツェレスティヌフ郡などとのフレンドシップ協定締結に係る海外交流負担金などが主なものでございます。

44 ページにかけてのスマートタウン構想事業は、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用定置型蓄電システムなどを対象に、家庭におけるエネルギー利用の効率化を図る補助を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、ふるさと寄附金をされた方への返礼品に係る経費のほか、寄附者の利便性向上と全国から寄附を受けやすい体制整備のため、インターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

次に、複合施設建設事業につきましては、保健・福祉・子育て分野を中心とする複合施設の建設に向けた建設委員の報酬のほか、基本設計等の委託料、設計業者の選定に係る謝礼などが主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費です。45ページにかけての広報広聴一般経費は、町からの情報発信や効率的な情報収集を行うために必要な行政情報システムの運用・管理に係る経費で、主なものはインターネット系のサーバーや端末などの保守委託料及びリース料などでございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」発行に要する印刷製本のほか、ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料や、ハードウェアリース料が主なものでございます。

続きまして、電子自治体事業は、行政間の専用回線である総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、国・地方公共団体間での電子メールや電子文書を交換するための経費で、機器保守料や賃借料、ソフトウェアの使用料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

次に、46ページにかけての目8電算費は、行政事務等の電算化に伴う経費で、国が進める自治体システムの標準化などに伴うシステム改修委託や機器などの保守料、ソフトウェアの使用料、ハードウェアのリース料、また社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金などが主なものでございます。

**総務課長（竹内君）** 続きまして、46ページから47ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。工事請負費にて、隣接する町道の拡幅工事に伴う役場駐車場の改修工事を、備品購入費にて庁用車の更新を行いました。

また、繰越業務管理一般経費においては、ダンプの更新を行っております。

**住民環境課長（山下君）** 続きまして、47ページ、款2総務費、項1総務管理費のうち目11防犯対策費の主なものにつきましては、防犯灯の蛍光灯の購入や防犯灯の電気料、防犯灯の設置工事費、それから更埴防犯協会連合会、町防犯協会などの関係団体への負担金や補助金でございます。

同じく47ページから48ページにかけての目12交通安全対策費の主なものにつきましては、交通指導員の報酬や、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、東北信交通災害共済の加入申込書の郵送料や千曲交通安全協会坂城支部への補助金でございます。

48ページ、目13消費生活費の主なものは、町文化祭等に係る消費生活ブース展示に係る謝礼や、高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、49ページにかけての目14男女共同参画推進費の主なものは、女性専門相談員の謝礼及び女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼、町

女性団体連絡会や男女共同みんなの会への活動補助のほか、男女共同参画センター大会議室の壁の塗装工事を行いました。

**収納対策推進幹（北沢君）** 49ページ目の続きでございます。目18定額減税調整給付事業、こちらにつきましては、令和6年分の所得税、個人住民税所得割の定額減税にかかる調整給付金の事業費でございます。節12委託料については、繰越しさせていただきましたシステム改修委託及び処理業務委託で、令和7年度に実施する不足給付に係るシステム改修の委託料を計上したもののについては、最終のプログラムリリースが翌年度に持ち越されたことから、繰越しさせていただきましたものでございます。

次に、50ページの項2徴税费、目1税務総務費、こちらにつきましては、主に職員の人件費等経常的経費に係るものです。節18負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、長野県地方税滞納整理機構等の負担金となっております。

次に、51ページ目の目2賦課徴収費、こちらにつきましては、節10需用費の印刷製本費、町税に係る申告書、納税通知書等、印刷に係る費用となっております。節11役務費の通信運搬費、こちらは納税通知書等の送付に係るものでございます。節12委託料は住民税等の課税に係る電算処理業務委託、令和9年度に向けました固定資産税評価替えについての固定資産評価基礎資料整備の基礎資料整備に係る委託料等になっております。節22償還金・利子及び割引料、こちらは個人住民税、法人町民税等の税額の更正や税額の確定によるものの過年度分課税による過誤納納付金の還付金及び還付加算金となっております。以上です。

**住民環境課長（山下君）** 52ページから53ページにかけての款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものにつきましては、職員の人件費などの経常的経費や、住民票などコンビニ交付の際の手数料、住民基本台帳システムや戸籍総合システム等の保守に係る委託費、また、住民基本台帳システムや戸籍総合システムの機器等に係ります使用料でございます。

繰越しの戸籍住民基本台帳一般経費でございますが、氏名の振り仮名法制化対応のための住民基本台帳システム、戸籍附票システム等のシステム改修に係る委託料となっております。

**総務課長（竹内君）** 次に、53ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

54ページにかけての目8衆議院議員選挙費につきましては、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に要した経費で、職員手当のほか、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、項5統計調査費、目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

次に、55ページにかけての目2委託統計調査費は、学校基本調査、世界農林業センサスに

おける調査を実施するとともに、今年の10月1日を基準日として実施される国勢調査の準備作業を行いました。

**総務課長（竹内君）** 同じく55ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

**議長（中嶋君）** 詳細説明の途中でございますが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時46分～再開 午後 1時30分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 午前に続きまして、決算書55ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明いたします。56ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬や職員、会計年度任用職員に係る人件費のほか、民生委員活動費交付金、また保健福祉等複合施設整備基金に積立てを行いました。

57ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、地域福祉を推進する社会福祉協議会の円滑な運営を支援する補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険料軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

**住民環境課長（山下君）** 続いて57ページ、目2国民年金事務費の主なものは印刷製本費で、二十歳のつどいの対象者に啓発物品を作成し、配布、啓発いたしました。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、主に長野広域連合及び更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金を支出いたしました。

58ページにかけての老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

高齢者生活支援事業は、車椅子等を利用する移動が困難な高齢者等に対し、医療機関などへ送迎する外出支援サービスが主なものでございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

59ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理及び委託経費のほか、工事費で新たにオストメイトを設置いたしました。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。60ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金のほか、障がい福祉サービス事業の開所にあたり、補助金を交付いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業は、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、精神障がい者の入院医療費の助成のほか、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

61ページにかけての福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付について、国保連等審査に係る事務手数料のほか、重度障がい者の福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付費のほか、令和5年度の実績に伴う国庫返還金が主なものでございます。

62ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療や療養介護に対する給付と、令和5年度実績に基づく障がい者医療費国庫負担金返還金が主なものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての購入及び修理費に対し給付を行ったものでございます。

63ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、目5人権同和推進費は、同和对策集会所の管理委託及び部落解放同盟町協議会などへの補助金が主なものでございます。

次に、65ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営、維持管理に係る経常的な経費が主なもので、隣保館ふれあい交流フェスティバルを開催したほか、教養娯楽室のエアコン改修工事を実施いたしました。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。66ページにかけての地域包括支援セン

ター一般経費は、会計年度任用職員の人件費と介護予防に係るケアマネジメント業務委託が主な経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

住宅整備事業は、重度障がいの方が日常生活における居住環境の整備に要した経費の一部を補助いたしました。

高齢者在宅生活支援事業は、高齢者の健康維持、交流、認知症予防などを目的とした生きがい活動支援通所事業の委託のほか、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護に関し成年後見支援センターの運營業務を上田市及び坂城町社会福祉協議会に委託し実施いたしました。

67ページにかけての家族介護支援事業は、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給のほか介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の方が安心して過ごしていただけるよう、緊急通報システム、あんしん電話の設置と運用に要する経費が主なものでございます。

続いて、目10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業は、令和5年度に実施した価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯の支援給付事業で、事業確定に伴い、国庫補助を返還いたしました。

68ページにかけての目11物価高騰対応重点支援給付金給付費は、価格高騰により家計への影響が大きい低所得世帯に対し実施した事業で、1世帯につき10万円の給付を行いました。

物価高騰対応重点支援給付金給付費は、価格高騰による負担増の軽減として、低所得世帯に対し実施する支援で、給付に係る事務的経費が主なものでございます。

69ページにかけての繰越物価高騰対応重点支援給付金給付費は、令和5年度からの繰越事業で、価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対し、負担軽減のため給付を行いました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、昨年10月より制度改正に伴い支給期間の延長や所得制限の撤廃等が拡充され、対象となる子どもを養育する保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給いたしました。

70ページにかけての障がい児通所等支援事業は、障がい児の利用施設、通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

**子ども支援室長（橋本君）** 同じく70ページ、目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支援事業でございます。これは第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定に係る経費がそ

の内容でございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、令和5年度に実施した低所得の子育て世帯の生活支援給付金で、事業確定に伴い国庫補助金を返還いたしました。

子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費は、価格高騰による家計への影響が大きい低所得の子育て世帯の支援として、児童1人につき5万円を支給いたしました。

71ページにかけての子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費は、低所得の子育て世帯に対する支援で、給付に係る事務的経費を支出いたしました。

繰越 子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費は、令和5年度からの繰越事業で、エネルギーや食料品等の価格高騰の折、家計への影響が大きい低所得の子育て世帯の支援として、児童1人につき5万円を支給いたしました。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費は、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金の支給を行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

**子ども支援室長（橋本君）** 続きまして、71ページから73ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

73ページから78ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしましては、需用費では、ガス代や灯油代等の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また委託料では、施設や機械類の保守管理料でございます。また、坂城保育園では水路等改修工事、村上保育園では下水道接続工事等を行っております。

78ページから79ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。坂城児童館におきまして、遊戯室床の改修工事を行っております。

続きまして、79ページの目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、児童図書等の備品の購入費でございます。

79ページから81ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口として専門職である公認心理師や家庭児童相談員、保育士を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。

続きまして、81ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦と子育て家庭に対し必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と併せて経済的支援を実施することで、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、安心して出産・子育てができる環境を整える事業でございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、町の災害見舞金支給制度等に基づき、火災等の発生により被災した方へ見舞金を支給いたしました。

**保健センター所長（川島君）** 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。81ページから83ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室やこころの健康相談の開催に係る経費が主なものでございます。

続きまして、目2予防費でございます。84ページにかけての予防費一般経費は、休日における医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域における輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金、信州上田医療センター医療従事者確保事業補助金のほか、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター再編成事業に対する補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施した経費でございます。

85ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

86ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチンの購入等に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

新型コロナウイルス予防接種事業は、令和5年度に実施しました新型コロナウイルス予防接種事業の国庫負担金及び補助金の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。87ページにかけての健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象とした一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施した経費でございます。

88ページにかけての食育・健康づくり推進事業は、食育や健康づくりのための教室などの

開催に係る経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費、保健センター管理一般経費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

**住民環境課長（山下君）** 続いて、88ページ、目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費の主なものは環境衛生委員の報酬で、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭用雑排水浄化槽の汚泥収集、中間処理などの委託が主なものでございます。自治区環境整備補助事業は、自治区環境整備事業に対する補助金で、89ページの不法投棄ごみ撤去事業は、主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託になります。狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託費が主なものでございます。

89ページのみ8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、町内の主要河川及び地下水の水質調査に係る委託費でございます。

**建設課長（高橋君）** 同じく、89ページ、目9上水道費につきましては、水道事業広域化による事業統合について検討する県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体で構成された上田長野地域水道事業広域化協議会への負担金でございます。

90ページにかけてのみ10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため、県内市町村で組織された長野県浄化槽推進協議会への負担金のほか、合併処理浄化槽設置に係る補助金を1件支出いたしました。

**住民環境課長（山下君）** 90ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費、ごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料となっております。ごみ危険物収集所整備補助事業は、区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、90ページ、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の主なものは、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入。また、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料と、長野広域連合及び葛尾組合への負担金でございます。

91ページ、資源物回収奨励事業につきましては、PTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業への奨励金となっております。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人で購入した生ごみ処理機やコンポスト等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、千曲衛生施設組合の負担金とし尿投入手数料に係る負担金でございます。

**商工農林課長（北村君）** 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。91ページから92ページにかけての労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

また、勤労者総合福祉センター管理一般経費では、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、93ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員の報酬及び職員の人件費が主なもので、94ページにかけての農業者年金業務は、農業者年金への加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費でございます。

95ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の認定新規就農者への支援として、新規就農者育成総合対策事業補助金を1名に交付、また、新規就農者支援補助金として1名への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて6名に奨励金を交付いたしました。

96ページにかけての地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託したほか、節18で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業費補助金により、坂城町農業再生協議会において水田における転作状況の現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対して転作推進補助金を交付いたしました。

農振地域整備促進事業では、町の農業振興地域整備計画の総合見直しに向け、協議会の開催や県との協議を行いました。

農地銀行活動促進事業では、町内6か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、97ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費のほか、節14で加工室床の防水塗装工事を行いました。

さかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信のほか、節18でさかきブランドづくり事業採択者への補助を行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、坂城駅前葡萄酒祭の開催に対して補助金を交付いたしました。なお、坂城駅前葡萄酒祭には町内外から多くの皆様にご参加いただきました。

98ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節15で金井区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電気柵等の設置

補助金を交付いたしました。

繰越 農振地域整備促進事業では、節 1 2 において農業振興地域整備計画策定業務を委託し、3 月に坂城農業振興地域整備計画を策定いたしました。

目 5 農地費、農地一般経費では、節 1 8 でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

9 9 ページにかけての農道等基盤整備町単事業では、主に農道や用水路の改修工事を行い、町単補助事業では、自治区等からの要望を受け、1 2 地区に対し原材料の支給や工事に対する補助を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計 7 団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対する補助金を交付いたしました。

農業水路等長寿命化防災減災事業では、南条地区の中之条用水排水門及び塚田用水中堰分水門の自動化工事を行いました。

繰越 農道等基盤整備町単事業では、前田用水、入田川等放流ゲート及び役場遠隔監視制御装置に無停電装置の設置工事を行いました。

1 0 0 ページにかけての繰越 農地一般経費では、県営かんがい排水水事業六ヶ郷地区の町負担分を支出し、繰越 農村地域防災減災事業では、防災重点農業用ため池 3 か所の耐性評価を実施し、堤体の安全性と貯水機能確保のための調査を行いました。

繰越 農業水路等長寿命化防災減災事業では、会地排水門の自動化工事を行いました。

次に、項 2 林業費、目 1 林業総務費でございますが、1 0 1 ページにかけての林業総務一般経費では、職員の人件費のほか節 1 2 において木工体験による森林教育を行い、節 1 8 においては間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目 2 林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

1 0 2 ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費のほか、びんぐし山においてアカマツ 6 0 0 本を植樹いたしました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」へ補助金を交付いたしました。

目 3 林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節 1 3 及び節 1 5 では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際

の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

103ページにかけての目4森林環境整備推進事業では、節12において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節18で森林所有者への意向調査に基づき、三者協定を締結した森林整備に対する補助を行い、節24において今後の対象森林整備に向け森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、104ページにかけての商工総務一般経費では、職員の人件費のほか節18において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣しております公益財団法人に補助金を交付いたしました。

目2商工振興費、商工振興一般経費では、節18で商工業振興補助金を21社に対して支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、また商業店舗等のリフォームに対する補助を1件行いました。

105ページにかけての中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を53件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を263件実施したほか、町内企業の受注機会、販路拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出いたしました。

中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベータ施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城へ委託したほか、節14で令和4年度に取得した旧児玉邸の竹木等伐根工事及び中心市街地コミュニティセンターの冷暖房改修工事を行いました。

106ページにかけての目3観光費、観光一般経費では、節12でレンタサイクル事業をステキさかき観光協会に委託し、新たに電動アシスト付自転車を10台導入いたしました。節18では、各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

町民まつり事業では、町民まつり運営のため、実行委員会へ補助を行いました。

107ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節18では工業関係の各種団体へ負担金、補助金を交付し、工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内樹木伐採などの環境整備を行いました。

坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助のほか、マイクロビッカーズ硬度計の更新、試験検査機器の点検に対する補助を行いました。

また、地域企業のクリーンエネルギー化、脱炭素化を先導的に推進、支援するため、坂城テクノセンターの建物をNearlly ZEB化するための改修工事に対し、補助を行いました。

108ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節12で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、「第14回新作日本刀研磨外

装刀職技術展覧会」や「坂城に華ひらく能装束」などの特別展の開催に伴う経費などを支出いたしました。

**建設課長（高橋君）** 同じく108ページから110ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の土木総務一般経費につきましては、職員の人件費のほか、町で管理する草刈り機の購入費、河川協会等関係団体への負担金が主なものでございます。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費につきましては、道路・橋梁の照明の電気料、道路台帳の整備に係る委託料が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内21区が実施した24か所の土木工事に係る補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止柵などの交通安全施設13か所の整備に要した経費等でございます。

111ページの目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持補修工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、112ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では金井工区、保地工区における補償算定業務等委託や、節14の金井工区の道路改良工事及び交通安全通学路緊急対策工事として、通学路のカラー舗装3か所のほか、節16の用地代が主なものでございます。

道路改良事業（舗装修繕）につきましては、町道A01号線御所沢地区の舗装修繕工事に伴う用地測量設計及び一部拡幅部分の用地買収を実施いたしました。

続きまして、112ページにかけての繰越 道路改良事業A01号線につきましては、令和5年度から繰り越した金井工区、保地工区の工事費、繰越 道路新設改良一般事業は、町道A06号線の道路改良工事を繰越しにより実施したほか、繰越 道路改良事業（舗装修繕）では、令和5年度から繰り越した町道A01号線御所沢地区の舗装修繕工事に伴う調査等委託でございます。

続きまして、目4橋梁新設改良費のうち橋梁修繕事業につきましては、節12において昭和橋、64号橋の設計・施工監理及び65号橋の詳細調査業務を実施したほか、節14では昭和橋、64号橋の修繕工事及び65号橋の応急修繕工事を行ったものでございます。

繰越 橋梁修繕事業につきましては、節12において昭和橋修繕工事に伴う河川占用協議に必要な調査測量及び図面の作成などを実施したほか、節14では、昭和橋140号橋の修繕工事及び64号橋道路改良工事を実施いたしました。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費につきましては、河川愛護活動を行う19団体への補助金の交付を行いました。

113ページにかけての目2河川改良費、河川改良一般経費につきましては、節14の水路

しゅんせつ工事及び水路改良工事などが主なもので、繰越 河川改良一般経費では、令和5年度から繰り越した水路しゅんせつ工事を実施いたしました。

次に、114ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費と町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕のほか、中之条団地D棟の給湯器更新に係る経費が主なものでございます。

空家活用事業につきましては、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空き家バンク利用促進補助金を1件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費のうち、住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅12戸の精密耐震診断を実施いたしました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、19件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、115ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費につきましては、職員の人件費と都市計画審議会に係る経費、また都市計画等策定業務として都市計画用途地域及び都市計画道路見直しに伴う委託料が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

116ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費につきましては、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものとして節12では、びんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に委託したほか、各公園の施設や遊具、和平公園の貯水槽の保守点検などの委託料、節14ではびんぐしの里公園の遊具等の修繕工事及び老朽化したバラ公園のトイレ改築工事に伴う前金払いを実施し、節24では公園整備基金への積立てを行いました。

117ページにかけての花と緑のまちづくり事業につきましては、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節12においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇等の管理委託、節14ではバラ公園の駐車場整備工事のほか、公園内の通路整備やイベント広場の舗装などの工事を、節18ではばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

項6高速交通対策費のうち目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅等の管理業務や循環バスの運行事業委託のほか、デマンド交通の実証実験による乗り合いタクシー運行业務に係る委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節18の主なものは、しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町で負担し、車両更新などを実施いたしました。

118ページにかけての目2高速交通対策整備事業費の湧水対策事業の主なものは、節10の町内8か所の湧水対策用井戸ポンプの電気代が主なものでございます。

項7地籍調査費、目1地籍調査事業費のうち地籍調査事業の主なものは、調査中の地区であります田町、四ツ屋、御所沢、込山地区、こちらに係る能登半島地震の影響による検証測量などの委託のほか、地籍調査に係るシステムの保守等委託料及び使用料について支出したものでございます。

繰越 地籍調査事業につきましては、込山地区の地籍調査に係る図根点の設置及び測量、一筆地立会調査と一筆ごとの測量業務を行いました。

**住民環境課長（山下君）** 118ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費につきましては、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊への負担金でございます。

続きまして、119ページ、目2非常備消防費の主なものは消防団員の退職報償金、埴科消防協会などの関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などでございます。

続きまして、119ページから121ページにかけての目3消防施設費、消防施設一般経費の主なものは、消防団の詰所、ポンプ車、可搬ポンプ積載車等の機械器具や消火栓・防火水槽の維持管理等に係る経費で、町移動系防災行政無線に係る保守等の委託料、第1分団のホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の撤去工事、各分団の消防用ホースの購入、また第5分団の小型動力ポンプ、第10分団の軽積載車の購入や消火栓5基の修繕改修に係る上田水道管理事務所への工事負担金でございます。

**建設課長（高橋君）** 同じく121ページのみ4水防費、水防一般経費につきましては、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、目5防災費、防災行政無線（同報系）管理事業につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検、委託料、転入・転出・転居などに対応するための戸別受信機の設置工事などが主なものでございます。

**教育文化課長（細田さん）** 続きまして、121ページからの款10教育費についてご説明いたします。同じく、121ページから122ページにかけての項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

123ページにかけての目2事務局費、事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費、校務用パソコン等の使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金などが主なものでございます。

124ページの教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助

金及び小中学校の学校給食費無償化に伴う給食費等補助金のほか、150周年を迎えた3小学校への記念事業補助金などが主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会を生きる心豊かな人間形成を図ることを目的に、坂城中学校を対象とする中学生海外派遣事業や、小中学生を対象に、文化センター体育館を会場として、外国の方々とのレクリエーションを楽しみながら国際感覚や英語を身につけるEnglish Dayを開催いたしました。

125ページにかけての私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園への施設型給付補助金及び町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する園児の特定教育・保育の無償化に伴う給付費などが主なものでございます。

教員住宅管理事業は、南日名教員住宅の修繕料でございます。

学力向上事業は、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上を図りました。また、小学4年生以上の小中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

126ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げる児童生徒用の1人1台端末を軸としたGIGAスクール構想を推進するための高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託のほか、デジタル教材の使用料などが主なものでございます。

次に、127ページにかけての項2小学校費、目1小学校総務費、小学校総務一般経費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、小学校体育館トイレ洋式化工事、村上小学校昇降口前舗装工事などの工事を行いました。

**建設課長（高橋君）** 同じく127ページの災害用マンホールトイレ整備事業につきましては、中核避難所に位置づけられている村上小学校に災害用マンホールトイレを整備いたしました。

**教育文化課長（細田さん）** 続きまして、128ページから129ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費、修繕料など校舎管理に関わる経費、そして警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等の経常的経費などでございます。

小学校管理費につきましては、129ページから130ページにかけての目4坂城小学校管理費、131ページから132ページにかけての目6村上小学校管理費につきましても南条小

学校と同様に学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費などがございます。

次に、ページを戻りまして129ページの目3南条小学校教育振興費です。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用などの消耗品や児童用図書や理科実験用などの教科用備品の購入、就学援助費等でございます。教育振興費につきましても、130ページから131ページにかけての目5坂城小学校教育振興費、132ページの目7村上小学校教育振興費につきましては、ほぼ同じ内容でございます。

次に、132ページまでお進みいただき、132ページから133ページにかけての項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校テニスコートの改修工事、中学校体育館トイレの洋式化及び給食室エアコン設置工事などを行いました。

続きまして、134ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、図書館司書及び事務員の人件費のほか、需用費として消耗品、光熱水費などの経常的経費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。

135ページにかけての目3教育振興費は、中学校の教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材用品等の購入、就学援助費等が主なものでございます。

次に、136ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費の主なものは、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員の人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金及び文化協会などへの補助金が主なものでございます。

137ページにかけての文化の館事業につきましては、光熱水費や警備委託などの施設管理に係る経常的な経費のほか、文化の館野立て用生け垣修繕工事等を行いました。

続きまして、138ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、分館役員の謝礼、分館活動費の補助などが主なものでございます。

各種公民館事業は、公民館報の発行や公民館講座等の講師謝礼等で、文化講座をはじめ納涼音楽会、二十歳のつどい、文化祭の開催などの各種事業を開催し、大勢の皆さんのご参加をいただきました。

分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕に関わる補助を行いました。

140ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費につきましては、図書館長の報酬、会計年度任用職員の人件費のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、図書の購入費のほか、光熱水費や館内清掃等委託、電気保安点検等、施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金

が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

141ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、会計年度任用職員の人件費、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助、旧久保家住宅の警備委託などの維持管理に係る経費のほか、旧久保家住宅に関して歴史的建造物としての調査を行いました。また、史料室備品として古文書等撮影機材などを購入いたしました。

142ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や、「第10回坂城のお雛さま」展を開催いたしました。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る重機借り上げなどの経費が主なものでございます。

次に、143ページにかけての目5資料館管理費、資料館管理一般経費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経常的な経費のほか、格致学校自動火災報知設備の修繕を行いました。

続きまして、144ページにかけての目6文化センター管理費、文化センター管理一般経費は、施設の光熱水費や宿日直業務の委託料など、維持管理に係る経常的な経費のほか、文化センター駐車場区画線設置などの工事を行いました。

繰越 文化センター管理一般経費は、施設の長寿命化と利用者の利便性の向上を図るための文化センター耐震補強・大規模改修工事に係る設計監理委託料、工事請負費などがございます。昨年6月に竣工となり、多くの町民の皆様にご利用いただいております。

続きまして、目7青少年育成費、青少年育成一般経費につきましては、青少年を育む町民会議への補助や、各地区で管理している遊具の点検等に係る遊園地遊具管理等補助金などが主なものでございます。

次に、145ページにかけての目9生涯学習振興費、生涯学習推進事業では、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座等の開催に係る経費が主なものであります。また、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会において、「泥かぶら」の公演を行いました。

次に、項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

146ページにかけての各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室の開催に係る経費が主なものでございます。

体育施設整備事業は、グラウンドやマレットゴルフ場などの体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料などが主なものでございます。

147ページにかけての目2 武道館管理費、武道館管理一般経費は、指導員への報酬のほか、施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費のほか、武道館の漏水の修繕等を行いました。

次に、148ページにかけての目3 食育・給食センター運営費、食育・給食センター運営事業につきましては、職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託、修繕料などの施設維持管理に係る経費が主なものでございます。

**財政係長（宮嶋君）** 続きまして、148ページから149ページにかけての款12 公債費につきましても、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

款14 予備費につきましては、町循環バスの車両修繕料186万1,145円ほか2件、300万6,145円について、急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和6年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

令和6年度実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で負担する元利償還金に一部事務組合等が起こした起債に対する町の負担分を含めた額が、町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度から0.5ポイント増の8.4%となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

財政の健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は81億5,466万631円で、前年度対比プラス14.0%、9億9,942万2千円の増となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で97.5%でございます。

以上で令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（中嶋君）** 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時33分～再開 午後 2時43分)

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、日程第8「議案第35号」から日程第12「議案第39号」までの5件は、令和6年度一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（春日君）** それでは、過日実施いたしました決算審査の結果について、ご報告を申し上げます。

お手元に配付されております、令和6年度坂城町一般会計・特別会計・公営企業会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

この意見書は、8月28日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

最初に審査の概要につきまして、審査期間は7月22日から7月31日まで及び8月18日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定による歳入歳出決算及び地方公営企業法第30条第2項の規定による決算で、町長より審査に付されました令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業会計決算でございます。

また、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和6年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院の令和6年度歳入歳出決算を対象といたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月18日に実施いたしました。

次に、審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、公営企業会計に係る決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和6年度に施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、坂城町一般会計、特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算書類等を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等からの主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容等について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げ

て実施しております。また、例月監査におきましても毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院についても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査につきましても、担当者から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。また、坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院につきましても正確に処理されており、適正であると認めました。財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめてございます。

まず総括として、令和6年度の決算について一覧にさせていただきます。一般会計の歳入総額は82億2,021万7,670円、前年比5億3,011万3,042円、率で6.9%の増。歳出総額は81億5,466万631円、前年比9億9,942万2,061円、率で14%の増、歳入歳出差引残額は6,555万7,039円、前年比4億6,930万9,019円の減となりました。

特別会計につきましても、下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことにより、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の三つの特別会計の合計として計上させていただきます。歳入総額は28億7,561万5,787円、歳出総額は28億6,854万6,689円、前年比228万6,931円の増となっております。なお、下水道事業会計の歳入総額は7億8,340万9,862円、歳出総額は9億7,532万173円となりました。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめてございます。主要な四つの指標ではありますが、いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は79.9%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。昨年より2.3ポイントの減となっております。引き続き、抑制に向けて留意していただきたいと思っております。

次に、財政力指数ですが、0.629であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると

言われますが、3年平均で前年より0.008上昇しております。引き続き財政の健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は5.1%、実質公債費比率は8.4%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道事業等を含めて計算した数値であります。起債事業は将来の負担を負うものですから、運用にあたっては十分留意され、引き続き健全な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

次に、5ページから8ページにかけて、一般会計の詳細についてまとめてございます。決算額は歳入総額が82億2,021万7,670円、歳出総額が81億5,466万631円、歳入歳出差引残高は6,555万7,039円となり、そのうち1,500万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5,055万7,039円は翌年度に繰越しとしております。

歳入につきましては、収入済額は前年度と比較して5億3,011万3,042円の増となっております。令和6年度の款別の収入状況は、表のとおりでございます。

次に、6ページには町税の税目別収入状況を一覧にしております。町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全体の収入済額は30億9,083万825円で、前年と比較した額で4億2,097万2,703円、率で15.8%の増となっております。このうち町民税の収入済額は16億690万1,905円で、前年比4億4,267万5,288円、率で38%の増となっております。そのうち個人町民税は17.4%の増、法人町民税は額で3億1,108万1,400円、率で76.4%の増となりました。固定資産税については1.5%の減。

また、収入率ですが、現年課税分は99.5%となり、前年と同率、滞納繰越分を含めた町税全体では96.7%と、前年比0.5ポイント改善されております。

一方、収入未済額全体の残額は、収納率の増加、滞納処分が行われたこともありまして、前年より74万4,719円の減少となっております。未納額の解消には大変ご苦労されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めてください。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

歳出の状況については、8ページにまとめてございます。歳出額は前年度に比較して9億9,942万2,061円の増となっております。支出状況を款別を表にしてあります。また、表の下にまとめてありますが、令和6年度は、町民まつり等の町行事の開催や、中高校生を対象とする海外研修事業の実施、物価高騰による負担を軽減するため、低所得世帯を支援する給付金支給事業等、多くの事業が実施されました。

ハード面では、文化センター耐震補強・大規模改修工事に併せて、太陽光発電、蓄電設備が

整備されたほか、村上小学校には災害用マンホールトイレを整備し、災害に強く環境に優しいまちづくりが進められました。また、町道A01号線の道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業など、生活基盤に係る事業も継続して実施されました。また、老朽化が進む保健センター、老人福祉センターを統合して、子育て支援機能を併せ持つ新複合施設の建設に向けて基本設計がまとめられました。

ソフト面では、住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、公共施設予約管理システム、デジタル観光マップ、書かない窓口などを導入し、デジタル化の推進事業が実施されました。

今後も住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効率的な執行をお願いいたします。

次に、特別会計並びに公営企業会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出の決算額、収納の状況等を9ページから11ページにまとめてあります。お目通しいただき、説明のほうは省略させていただきます。

11ページ下段になりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページから13ページは、基金の運用状況について計上してございます。一般会計18基金、特別会計2基金となっております。各基金の設置目的に合った活用がなされ、その処理は適正であると認めました。

次に、工事検査であります。7月31日に本年度施工された工事のうち、14ページ記載の3か所について調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しました。

次に、指摘事項であります。一般会計は各課ごと、特別会計は会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いをしています。

また、財政支援団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略しますが、お目通しいただきたいと思います。

最後になりましたが、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。この法律は地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、当町では決算が黒字でありますので数値が入ってきません。実質公債費比率は8.4%になりまし

たが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされているものと言えます。

将来負担比率は一般会計などの地方債残高のほか、下水道事業会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合などに対する債務を含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったので数字が入りません。

また、資金不足比率は公営企業会計としての下水道事業の資金が充足されているため、数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とする基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和6年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

**議長（中嶋君）** 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員のご報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日2日から9月8日までの7日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月8日までの7日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月9日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午後 3時02分）